公益社団法人埼玉県社会福祉士会
委員会の設置及び運営に関する規程

規程第１号
２０１２年３月２４日制定

（目的）
第１条　この規程は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）委員会の設置及び運営に関する規則第５条の規定に基づき、本会の委員会の設置及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（委員会の設置申請）
第２条　委員会を新たに設置するときは、別に定める様式により作成し、会長へ申請しなければならない。

（委員会の更新）
第３条　委員会は、理事会の承認後２年おきに再申請をしなければならない。

（委員会の解散）
第４条　委員会を終了あるいは解散するときは、当該委員会の合議を経て、委員長の申請に基づき理事会の承認を得なければならない。

（委員会の責務）
第５条　委員長は、当該委員会の合議を経て、次年度事業計画・予算、並びに年度事業報告・決算を、会長が指定する期日までに別に定める様式により作成し、会長へ提出しなければならない。
２　委員長は、委員会開催の都度、議事録を作成しなければならない。
３　委員長または副委員長は運営委員会に出席しなければならない。
４　委員長は、委員会活動の進捗状況及び収支状況を明らかにし、必要に応じて理事会に報告しなければならない。

（委員会の開催）
第６条　委員会は、当該年度内に原則として３回以上開催するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、本会委員会の設置に関する規則第３条第１項の第１号又は同項第３号に規定する委員会にあっては必要に応じ適宜開催するものとする。
３　委員会は、委員長が招集する。

（委員長の選任）
第７条　委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。

（委員長の任期）
第８条　委員長の任期は、本会定款第２３条に規定された役員の任期と同一とする。
２　委員長は、任期満了または辞任後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

（委員長の解任）
第９条　委員長が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において３分の２以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その委員長に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他委員長としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（副委員長）
第１０条　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたとき、後任の委員長が選任されるまでの間その職務を代行する。

（委員）
第１１条　委員会は、原則として５名以上の本会会員の委員により構成される。

（委任）
第１２条　この規程に定めるものの他、委員会の運営等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

（改廃）
第１３条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則
この規程は、２０１２年４月１日から施行する。